

むつ市脇野沢水産物処理加工施設の 今後の対応方針について

むつ市脇野沢水産物処理加工施設の今後の対応方針について、御報告いたします。

この報告は、むつ市議会第248回定例会において、斉藤孝昭議員より当該施設の制度上の問題点や財産管理の適正さについて御指摘を受けたことを踏まえ調査をし、その結果について対処方針を定めたものであります。

同定例会において対処方針を定めた後に議会に報告することとしており、本日の御報告となりました。

1. 管理条例の制定について

はじめに、むつ市脇野沢水産物処理加工施設は、地方自治法第244条第1項で規定する「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」、いわゆる「公の施設」に該当させることが適切であると考えておりますことから、同法第244条の2第1項に基づき、条例でその管理を行う必要があります。

現時点では、この条例が未制定であり、むつ市脇野沢水産物処理加工施設規則に基づく管理を行っておりますので、この状態を改善するため、今年度中のできるだけ早い時期に条例案を作成し、議会に上程させていただきますので、御理解と御協力を賜りたいと存じます。

2. 条例制定までの間のむつ市脇野沢水産物処理加工施設について

新たな条例では、地域から従業員を雇用して地域の水産物を処理加工する事業者、公募等の公正な手続きを経た上で施設使用の許可をすることを想定しております。

この手続きが整うまでの間は、現在の事業者には施設運営を継続させることといたします。

設置条例がないことにつきましては、市町村合併時の法令解釈の誤りに起因し、それをこの16年間運用し続けてきた市側の責任と判断しております。

設置条例がないことを理由に施設運営を停止させることは、一方的な不利益を事業者のみに押し付け、著しく信義にもとる結果となり、むつ市政のあり方としてふさわしくないと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

3. その他の公の施設の管理について

今回、本来は条例で管理しなければならない施設が、規則で管理されていた事案が確認されたことを踏まえ、現在、むつ市が保有する「公の施設」について総点検を行いました。

今日現在、むつ市は、153の公の施設がありますが、同加工施設以外の公の施設は全て条例において適正に管理されていることを確認しております。

4. まとめ

まとめとしましては、まず第一に、市の保有する施設については、住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するためのものであって、特定の人や事業者のためのものではありません。そのような疑問を抱かれるような管理運営がなされること自体があってはならないことです。

第二に、どのような経緯があろうとも法律による行政の原理は私たち市役所の行動の大原則であって、そのことがゆがめられることもあってはならないことです。

これら二つについては、常に調査され、検証され、改善される組織的な対応が必要となっていることが、組織のガバナンスという観点から求められているということも言うまでもないことです。

こうした視点に立てば、同加工処理施設の現在の運営事業者は、他に引き受け手のない中で、長年にわたり地域の産業と雇用に貢献している事実があります。

そして、今回の事案は、あくまでも合併時の引継ぎ時点での法令解釈の誤りに起因するものであって、その検証をできなかった、当市の法令に関する規範意識の甘さに端を発したものです。

今後は、このようなことのないよう、私たちむつ市政は、前例よりも法令、引継ぎよりも法令、国や県への問い合わせ結果よりも法令を大原則として運営できるよう、改めて、様々な研修機会等を通じて徹底してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。